

IX 就学事務に係る参考資料
(法令・通知等)

高知県心身障害者就学指導委員会規則をここに公布する。

○高知県障害者教育支援委員会規則

題名一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(昭和 51 年 3 月 5 日教育委員会規則第 1 号)

改正 昭和 53 年 11 月 14 日教育委員会規則第 7 号平成 9 年 3 月 25 日教育委員会規則第 10 号
平成 11 年 3 月 30 日教育委員会規則第 14 号平成 15 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号
平成 26 年 3 月 28 日教育委員会規則第 10 号

(設置)

第 1 条 障害を有する児童生徒等のうち教育上特別な支援を必要とする者の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、高知県障害者教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 障害の状態等の把握

全部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(2) 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障害の程度の判断
〔[学校教育法施行令第 22 条の 3](#)〕

全部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(3) 教育相談

(4) 就学先の決定その他の教育支援に関する助言

全部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務
〔[第 1 号](#)〕〔[第 2 号](#)〕〔[第 3 号](#)〕〔[第 4 号](#)〕

追加〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(組織)

第 3 条 委員会は、専門委員及び教育相談委員(以下「委員」という。)で組織し、その数は、35 人以内とする。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

2 委員は、次に掲げる者のうちから、高知県教育長(以下「教育長」という。)が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 医師

(3) 関係教育機関の職員

(4) 関係行政機関の職員

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によって定める。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(専門部)

第 6 条 委員会に、次に掲げる専門部を置く。

- (1) 視覚障害部
- (2) 聴覚障害部
- (3) 知的障害部
- (4) 肢体不自由部
- (5) 病弱・虚弱部

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 2 前項各号に掲げる専門部のほか、必要があるときは、その他の専門部を置くことができる。

[\[前項第 1 号\]](#) [\[前項第 2 号\]](#) [\[前項第 3 号\]](#) [\[前項第 4 号\]](#) [\[前項第 5 号\]](#)

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 3 専門部に属する委員は、会長が指名する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(調査員)

第 7 条 専門部に、その任務に係る専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 3 調査員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

(会議)

第 8 条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 10 号〕

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

4 会議は、非公開とする。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

(緊急な事項の処理)

第9条 会長は、緊急に処理を要する事項については、関係する専門部にその審議を求め、当該専門部の議決をもって委員会の議決に代えることができる。この場合において、会長は、次の委員会にその結果を報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

一部改正〔平成26年教育委員会規則10号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年11月14日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月25日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日教育委員会規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項

昭和54年7月9日

54教特第157号

改正 昭和55年10月9日 55教特第202号
 昭和61年12月27日 61教特第226号
 平成11年3月31日 10教障第234号
 平成14年8月19日14高教障第235号
 平成18年8月22日18高教特第282号
 平成19年8月3日19高教特第254号
 平成20年7月1日20高教特第169号
 平成21年8月6日21高教特第244号
 平成22年9月10日22高教特第329号
 平成26年3月28日25高教特第715号
 平成28年3月15日27高教特第789号
 平成28年6月2日28高教特第176号
 令和2年2月7日 元高教特第718号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この設置要項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により編制する高知県内の公立小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級について、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 学級編制

(学級編制の時期)

第2条 特別支援学級は、原則として年度当初をもつて編制するものとする。

(学級編制の対象)

第3条 特別支援学級の編制の対象とする児童生徒の障害の種類及び程度については、平成25年10月4日付け文科初第756号「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（以下「第756号通知」という。）の趣旨に従って判断するものとする。

(教育支援委員会の設置)

第4条 市町村（学校組合を含む。以下同じ。）の教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、必要に応じ学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条及び第12条

並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第3条及び第9条第1項第5号に定める特別支援教育の対象となる児童生徒の判断及び適切な就学指導のための調査・審議機関（以下「教育支援委員会」という。）を第756号通知により設置するものとする。

（学級編制）

第5条 特別支援学級の1学級の児童生徒の数は、公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第4号）に定めるところによる。

第6条 同一の障害の特別支援学級を2学級以上設置する学校にあつては、学年段階に区分して編制することを原則とする。

（諸表簿）

第7条 特別支援学級に係る諸表簿の取扱い等については、当該学校の通常の学級の取扱いに準じて行うものとする。

（児童及び生徒の学習の場）

第8条 特別支援学級の児童生徒については、当該児童又は生徒の属する学年の通常の学級等との交流及び共同学習の時間を適切に設けるものとする。

（担当教員）

第9条 特別支援学級には、各学級ごとに専任の教員（以下「特別支援学級担任教員」という。）を置かなければならない。特別支援学級担任教員が特別支援学級及び通常の学級において特別支援学級の児童生徒に対して課する授業時数は、当該特別支援学級の児童生徒の総授業時数の半数以上とする。

2 特別支援学級担任教員の選任については、特に特別支援教育に対し深い理解及び関心を持ち、信望のあつた教員を充てるものとする。

3 特別支援学級には、特別支援学級担任教員のほか、教科等を担当する教員を置くことができる。

第3章 教育課程

（教育課程）

第10条 特別支援学級の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第138条の規定により、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として編成するものとする。

第11条 特別支援学級における教育課程の実施に関しては、原則として特別支援学級担任教員が教育課程の全般を担当するものとする。なお、障害種別や教科等により特に必要がある場合は、教育課程の一部を特別支援学級担任教員以外の教員が担当することができるものとする。

(学習成績の評価)

第12条 特別支援学級の児童生徒に対する学習成績の評価については、当該特別支援学級の教育課程に即して行わなければならない。

(指導要録の様式等)

第13条 特別支援学級の児童生徒に係る指導要録の様式、取扱い上の注意等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の趣旨に則って、各市町村教育委員会が定めるものとする。

第4章 施設・設備等

(教室の位置及び面積)

第14条 特別支援学級の教室の位置は、当該特別支援学級の児童生徒の特性に適合した、教育上適切な場所に定めなければならない。

2 教室の面積は、当該学校の標準となる普通教室と同等又はそれ以上としなければならない。

(設備、備品等)

第15条 特別支援学級には、教育内容及び方法に即し、有効にして適切な設備、備品等を備えなければならない。

第5章 設置

(整備計画)

第16条 市町村教育委員会は、当該区域内の地域的特性、学校及び児童生徒の実態等を勘案した特別支援学級整備計画を立て、その充実と適正配置に努めるものとする。

(学級編制手続)

第17条 特別支援学級の編制に当たっては、別記第1号様式及び別記第2号様式の1～6による特別支援学級編制計画書を、また自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒については別紙第2号様式の7を、それぞれ2部作成し、前年の10月末日までに高知県教育委員会事務局（以下「県教育委員会事務局」という。）へ提出しなければならない。ただし、知的障害特別支援学級に在籍する児童が、同一市町村内の中学校へ就学する場合は、特別な事情がある場合を除き、別記第2号様式の4を省略することができる。

2 前項の特別支援学級編制計画書提出以後において、その記載内容に異動を生じたときは、その都度速やかに理由を付して訂正しなければならない。

(学級編制届出)

第18条 特別支援学級を編制した市町村教育委員会は、別記第3号様式並びに別記第4号様式の1及び2による特別支援学級編制届をそれぞれ2部作成し、当該年度の4月15日までに県教育委員会事務局へ提出しなければならない。

2 前項の編制届提出以後において、特別支援学級担任教員及び特別支援学級で教科等を担当

する教員のうち、特別支援学級を担当する教員として給料の調整額の支給を受ける教員に異動を生じたときは、速やかに別記第5号様式及び別記第6号様式による特別支援学級担任教員変更届を、特別支援学級に編制する児童生徒の障害種別を変更しようとするとき若しくは新たに特別支援学級に入級させようとするときは、あらかじめ別記第2号様式の4及び第4号様式の2の特別支援学級編制対象児童生徒調査書、学級別児童生徒名簿をそれぞれ2部作成し、県教育委員会事務局へ提出しなければならない。ただし、同一市町村内における同一障害種別間での児童生徒の異動については、別記第2号様式の4を省略することができる。

〔附 則〕

この特殊学級設置要項は昭和55年9月27日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

ただし、第10条の規定のうち、中学校の教育課程に関する部分については昭和56年3月31日までは、なお従前の例による。

〔附 則〕

この特殊学級設置要項は、昭和61年12月27日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成14年8月19日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成18年8月22日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成19年8月3日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成21年8月6日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成22年9月10日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成26年5月2日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、平成28年6月2日から施行する。

〔附 則〕

この要項は、令和2年2月7日から施行する。

○学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）
- 二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
- 三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
- 五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を

除く。)

六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。

七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなつた旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く）があるときは、当該学齢児童又は。学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつ

て学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類)を送付しなければならない。

- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

- 2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるとき

は、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

- 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取第十八条の二市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く））において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山 中 伸 一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育

学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校

以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解

を促進しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

25 文科初第756 号
平成25 年10 月4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第1 2 条
第1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24 年7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25 年9 月1 日付け25 文科初第655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14 年5 月27 日付け14 文科初第291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12 条第1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発

達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては2（2）と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第条及び140 第141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際，通級による指導の特質に鑑み，個々の児童生徒について，通常の学級での適応性，通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第条の規140 定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学して

いる学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適切であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容

等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること

3 文科初第 6 0 8 号
令和 3 年 6 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた 殿
各地方公共団体の学校設置会社担当部課長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛
(公印省略)

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について (通知)

今般、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 (令和 3 年 1 月) 及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (令和 3 年 1 月)」が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実に資するよう、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～ (平成 25 年 10 年)」の内容を充実すべきとの提言がなされました。

これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、域内の各市区町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改訂の基本方針

1 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

第2 改訂の要点

1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、

の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（1）～（3）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

（1）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

（2）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市区町村教育委員会による障害のある子供の教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子供について
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について

② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。

更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

（3）就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直しが、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。

具体的には、子供の教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たってのプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

(4) 情報の引継ぎ（第3章の11関係）

就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に資するよう解説の充実（第3編関係）

教育的ニーズを整理する際に、障害種（※）毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実に図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

（※）Ⅰ. 視覚障害、Ⅱ. 聴覚障害、Ⅲ. 知的障害、Ⅳ. 肢体不自由、Ⅴ. 病弱・身体虚弱、Ⅵ. 言語障害、Ⅶ. 自閉症、Ⅷ. 情緒障害、Ⅸ. 学習障害、Ⅹ. 注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築（第1編及び第2編関係）

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築等について示したこと。

2 医療的ケア児の状態等に応じた対応（第3編関係）

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

本手引や関係資料については、以下のURLに掲載されております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線3195) E-mail: tokubetu@mext.go.jp

4文科初第375号
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

記

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面だけに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとして記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保すべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 3191, 3195)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局財務課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 2072, 3746)

E-mail: zaimu@mext.go.jp

4 文科初第 2 5 6 5 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
藤 原 章 夫

小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒（以下「病気療養児」という。）に対する教育については、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところです。

先般、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下「小・中学校等」という。）において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（以下「同時双方向型授業配信」という。）の指導要録上の出欠の取扱いについて、弾力化を図ってきたところです。

一方、病気療養児については、同時双方向型授業配信のみでは、時々の病状や治療の状況により教育機会の保障として十分でない可能性があります。

そこで、この度、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、児童生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業配信の方式（以下「オンデマンド型授業配信」という。）を含む、ICT 等を活用した学習活動を行った際の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いします。

なお、ICT 等を活用した学習活動とは、ICT（コンピューターやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX などを活用して提供される学習活動のことを指します。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

なお、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（平成 30 年 9 月 20 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

記

第 1 趣旨

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があります。それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円満な復学につながるなどの効果が見られている。このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとしている。

しかし、病気療養児については、その時々々の病状や治療の状況によりリアルタイムで授業を受けることが困難な場合があります。同時双方向型授業配信のみでは教育機会を十分に保障できない可能性がある。このような児童生徒に対して、「第 2 指導要録上の取扱い等」及び「第 3 留意事項」に記載の事項等を踏まえた上で、病院や自宅等において ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

第 2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

なお、ICT 等を活用した学習活動を行うに当たっては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）、小・中学校の設置基準及び学習指導要領等の関係法令の規定に留意して行う必要があること。特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては同時双方向型授業配信を行う教科等に応じた相当の免許状を有する者である

必要があること。

- (2) 同時双方向型授業配信において、配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の児童生徒の合計数は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程にあっては、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第4条及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第4条の規定を踏まえ、原則として40人以下とすること。特別支援学校の小・中学部にあっては、特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）第5条の規定を踏まえ、6人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編成する場合にあっては、3人）以下を標準とすること。
- (3) 教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第34条（同法第49条、第49条の8、第70条第1項、第82条において準用する場合を含む。）の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」（平成27年3月4日付け26文科初第1257号文部科学省初等中等教育局長通知）等に基づき、適切に対応すること。なお、小・中学校等のうち、特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部にあっては、同法附則第9条の規定にも留意すること。

第3 留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

- 1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。
- 2 病気療養児の学習場面においては、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。
- 3 ICT等を活用した学習活動を行うに当たっては、以下のような事項について配慮すること。
 - (1) 教師と病気療養児が、互いにやりとりを行うこと。なお、病気療養児の状態等を踏まえ、音声や文字のみによるやりとりも可能であること。
 - (2) 病気療養児の教師に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ病気療養児にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

- (4) 病気療養児が ICT 等を活用した学習活動に係るシステムを利用するに当たって必要な支援を行うこと。
 - (5) 病気療養児の体調の変化等に留意し、ICT 等を活用した学習活動を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること。
- 4 オンデマンド型授業配信を行うにあたっては、以下のような事項について留意すること。
- (1) ICT 等を活用した学習活動を実施する場合、原則として、同時双方向型授業配信を実施すること。当該児童生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型授業配信を行うことが可能であること。
 - (2) 当該児童生徒がオンデマンド型授業配信による学習を円滑に進めることができるよう、ICT 機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
 - (3) オンデマンド型授業配信の実施の可否については、当該児童生徒の学齢や発達段階、家庭や医療機関等との連携状況等を踏まえ、学校において適切に判断すること。実施後も児童生徒の授業時の様子等について、保護者、医療機関等より適宜情報を得ること。
 - (4) 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。なお、効果的なオンデマンド型の授業の在り方については、令和5年度より文部科学省において調査研究を行う予定であること。
 - (5) グループ活動や演習等、教師と児童生徒、児童生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、教師や児童生徒と同時双方型により接続されていることが必要であることから、オンデマンド型授業配信によらないこと。
- 5 配信側の教室等において実施している授業を配信する場合だけでなく、配信を行う場所には教師だけがいて、授業を受けている児童生徒がいない場合も ICT 等を活用した学習活動に含まれること。
- 6 ICT 等を活用した学習活動と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと。その際、病気療養児の心理面に配慮し、学習意欲が向上するような支援も実施すること。なお、病気療養児の状態等により訪問することが難しい場合は、インターネット等のメディアを利用して行うことも考えられること。

7 本取扱いにおける病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動は、原則として「学校の管理下」ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）による災害共済給付の対象とならないが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）で定める「学校の管理下」の範囲において、学校が受信側に教職員や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者などの安全管理を行う者を配置することにより、病気療養児が、当該校の指示、監督の下で ICT 等を活用した学習活動を受けていると認められる場合は、給付の対象になり得るため、具体の事例については必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会されたいこと。

8 このほか、以下の通知についても参照すること。

- ① 高等学校段階におけるインターネット等のメディアを利用した授業等について
- ・「高等学校段階の病気療養中等の生徒のオンデマンド型授業に関する改正について（通知）」（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 文科初第 2563 号文部科学省初等中等教育局長通知）
 - ・「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1818 号文部科学省初等中等教育局長通知）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和 2 年 5 月 15 日付け 2 文科初第 259 号文部科学省初等中等教育局長通知）
 - ・「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（令和元年 11 月 26 日付け元文科初第 1114 号文部科学省初等中等教育局長通知）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ② 病気療養児に対する教育について
- ・「病気療養児に対する教育の充実について」（平成 25 年 3 月 4 日付け 24 初特支第 20 号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）
 - ・「病気療養児の教育について」（平成 6 年 12 月 21 日付け文初特第 294 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ③ ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号初等中等教育局長通知）

特に、入院等により特別支援学校等に一時転学等している児童生徒に対し、復籍を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に通学していた学校が転学先の特別支援学校等と連携し、交流及び共同学習などの取組を行うことは有効であると考えられること。

- 9 病気療養児の教育に当たり、当該学校等及びその設置者は、保護者、医療機関等との十分な連携体制を確保し、当該児童生徒の病気の種類や病状等に応じた適切な指導、緊急時の対応等について、医療機関、特別支援学校等から必要な助言・指導を得るようにすることが望ましいこと。

なお、病院を退院後も、引き続き、治療や生活規制のため通学が困難な場合、入退院を頻繁に繰り返す場合等においても、当該児童生徒の状況に応じ、継続して教育が行われるよう、当該学校等及びその設置者は、保護者、医療機関等との十分な連携体制を確保するようにすること。

第4 指導要録における記載等

- 1 本通知に沿って病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行い、指導要録上出席扱い等とする場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。
- 2 その他、指導要録における記載等については、引き続き、「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 28 年 7 月 29 日付け 28 文科初第 604 号文部科学省初等中等教育局長通知）によるところとすること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援第二係

TEL:03-5253-4111 (内線 3257)

4文科初第2563号
令和5年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に
関する改正について。(通知)

この度、学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき、全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）が履修させることができる授業について定める件（平成27年文部科学省告示第92号）の一部を改正する告示（令和5年文部科学省告示第37号）が、令和5年3月30日に公布され、令和5年4月1日に施行されることとされました。

改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分御周知願います。

記

1 改正の趣旨

高等学校等に在籍する疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校

を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）の遠隔教育については、その教育機会の保障の観点から、平成27年4月に同時双方向型の授業を制度化するとともに（学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号。以下「施行規則」という。）第88条の3及び平成27年文部科学省告示第92号）、文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することを可能としている（学校教育法施行規則第86条）。また、当該特例校制度においては、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業（以下「オンデマンド型の授業」という。）を実施できることとしている（27文科初第289号）。

こうした中、令和3年度より実施している高等学校段階における同時双方向型の授業に関する調査研究等において、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業に出席したくてもできない場合があることが明らかになっている。

前述のとおり、現行制度においては、病気療養中等の生徒は、施行規則第88条の3に基づき、同時双方向型の授業を受けることができるが、オンデマンド型の授業を受けることは特例校でのみ認められている状況である。

本改正は、こうした背景を踏まえ、病気療養中等の生徒について、特例校制度に抛らずともオンデマンド型の授業を実施できるようにするものである。

2 改正の内容

施行規則88条の3のメディアを利用して行う授業について規定している平成27年文部科学省告示第92号（以下「告示」という。）を改正し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、同時双方向型であることを要しないこととし、オンデマンド型の授業で実施することを可能とすることとする。

具体的には、告示に第2項を新設し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、高等学校等が認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、同時かつ双方向であることを要しない旨規定する。

3 留意事項

施行規則第88条の3の規定の運用にあたっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（27文科初第289号）及び「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（27文科初第1818号）に定める他、以下のとおりであること。

- (1) 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して授業を実施する場合、同時双方向型の授業を原則とすること。当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等

から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型の授業を行うことが可能であること。

(2) 生徒が疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席する状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成 26 年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ 30 日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関が行うこととする。

(3) オンデマンド型の授業を行うに当たっては、以下のような事項について留意すること。

- ① 当該生徒がオンデマンド型の授業による学習を円滑に進めることができるよう、ICT 機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
- ② グループ活動や演習等、教師と生徒、生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によらないこと。
- ③ 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、オンデマンド型の授業を実施した場合においても、各教科・科目等の特性に応じ、対面による授業を相当の時間数行う必要があること。
- ④ 改正後の告示第 2 項の生徒においては、施行規則第 88 条の 3 に規定する多様なメディアを高度に利用して行う授業について、施行規則第 96 条第 2 項及び第 133 条第 2 項のただし書きの対象のものになるものであること。
- ⑤ オンデマンド型の授業による指導を行うに当たっては、病気療養中等の生徒が本人の病状や治療の状況により授業を受けることが困難となっている実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図ること、生徒の学習状況に合わせた習熟度別指導など指導上の工夫をすることが望ましいこと。
- ⑥ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。なお、より効果的なオンデマンド型の授業の在り方については、令和 5 年度より文部科学省において調査研究を行う予定であること。

(4) 特別支援学校の高等部における、療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒に対

する通信により行う教育について、27 文科初第 195 号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（平成 27 年 4 月 24 日）により、オンデマンド型の授業によるものは、全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の 2 分の 1 未満とされているところであるが、同時双方向型の授業の受信が難しい場合に限る今回の制度改正を踏まえ、本通知をもって廃止する。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援二係

TEL:03-5253-4111（内線 3257）

県内特別支援学校一覧

参考資料 10

障害種別	設置者	学校名	所在地 (電話番号) (FAX番号)	設置学部 (学科)	関連福祉 施設等	備考
視覚障害	県	盲学校	〒780-0926 高知市大膳町6番32号 TEL 088-823-8721 FAX 088-873-9643	幼、小、中 高(普通科、保健医療科) 高専(医療科)		
聴覚障害	県	高知ろう学校	〒780-0972 高知市中万々78番地 TEL 088-823-1640 FAX 088-823-1752	幼、小、中 高(普通科、産業技術科) 高専(産業技術科)		
知的 障 害	県	山田特別支援学校 (本校)	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1361番地 TEL 0887-52-2195 FAX 0887-52-0031	小、中、高(普通科)	知的障害児 施設 南海学園	
		田野分校	〒781-6410 安芸郡田野町1203-4 TEL 0887-38-8850 FAX 0887-38-2603	小、中、高(普通科)		
		日高特別支援学校 (本校)	〒781-2151 高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889-24-5306 FAX 0889-24-5308	小、中、高(普通科)		
		高知みかづき分校	〒780-0972 高知市中万々88番地 TEL 088-823-2021 FAX 088-823-2034	高(普通科)		
	高知しんぼんまち分校	〒780-0062 高知市新本町2丁目13番51号 TEL 088-873-0088 FAX 088-855-5156	中、高(普通科)			
	市	高知市立 高知特別支援学校	〒780-0945 高知市本宮町125番地 TEL 088-843-0579 FAX 088-840-9796	小、中、高(普通科)		
	国	高知大学教育学部 附属特別支援学校	〒780-8072 高知市曙町2丁目5番3号 TEL 088-844-8450 FAX 088-844-8458	小、中、高(普通科)		
私	特別支援学校 光の村土佐自然学園	〒781-1154 土佐市新居2829 TEL 088-856-1069 FAX 088-828-6570	中、高(普通科) 専(普通科)	知的障害児 (者)施設 わかぎ寮 (たかぎ寮)		
肢体不自由 知的障害	県	中村特別支援学校	〒787-0010 四万十市古津賀3091 TEL 0880-34-1511 FAX 0880-34-1625	小、中、高(普通科)	知的障害児 施設 わかふじ寮	
肢 体 不 自 由	県	高知若草特別支援学校 (本校)	〒781-0303 高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088-894-5335 FAX 088-894-2965	小、中、高(普通科)		
		子鹿園分校	〒780-8081 高知市若草町10番26号 TEL 088-844-1837 FAX 088-844-6847	小、中、高(普通科)	療育福祉 センター	
		土佐希望の家分校	〒783-0022 南国市小籠105 TEL 088-863-3882 FAX 088-863-5454	小、中、高(普通科)	土佐希望の家 医療福祉 センター	
病 弱	県	高知江の口特別支援学校 (本校)	〒780-8031 高知市大原町120番地5 TEL 088-802-5577 FAX 088-802-5588	小、中、高(普通科)	高知県 心の教育 センター	
		高知大学医学部 附属病院分校	〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 TEL 088-866-8624 FAX 088-866-8625	小、中	高知大学 医学部 附属病院	病院内 設置
肢体不自由 病弱	県	国立高知病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町1丁目2番25号 TEL 088-843-1819 FAX 088-844-6651	小、中、高(普通科)	重症心身 障害児施設 国立病院機構 高知病院	

県立特別支援学校(本校7校、分校7校/計14校)